特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する情報

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県東近江市

公表日

令和5年4月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
②事務の概要	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による新型インフルエンザの 予防接種に関する記録(被接種者の接種歴等)を作成する手続
③システムの名称	1. 健康管理システム(予防接種) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
(1)健康管理住民情報ファイノ	<u> </u>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)及び別表第1第49号 ・別表第1項番93の2 ・内閣府・総務省令第5号第40条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第19条第8項及び別表第二56の2及び70 ・別表第2項番115の2 ・内閣府・総務省令第7号第30条(7号)、第39条(1号から3号)
5. 評価実施機関における	担 <mark>当部署</mark>
①部署	健康医療部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	東近江市総務部総務課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	東近江市健康医療部健康推進課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数										
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人я	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点							
2. 取扱者数										
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か			500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満				
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点							
3. 重大事故										
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
2)又は3)を選択した評価実施	・項目評価書] 施機関については、それぞれ重	点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 #価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
されている。			
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワークシステ.	ムを通じ	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている	5]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

変更箇所

提出時期に係る説明												
提出時期	事後	事後	事後									
変更後の記載	番号法第19条第8号	健康医療部 健康推進課	東近江市健康医療部健康推進課									
変更前の記載	番号法第19条第7号	健康福祉部(健康推進課	東近江市健康福祉部健康推進課									
項目	4. ②法令上の根拠	I 関連情報 5.評価実施機関 / における担当部署	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ									
変更日	令和4年3月1日	令和5年4月3日	令和5年4月3日									